

第三者評価結果シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名 サード・アイ合同会社

②評価調査者研修修了番号
SK18001
S2020001
S18002
H0031

③施設名等	
名称：	十勝学園
施設長氏名：	山本 敏博
定員：	45名
所在地(都道府県)：	北海道
所在地(市町村以下)：	
T E L：	0155-27-1001
U R L：	ikedako-kyukai.com
【施設の概要】	
開設年月日	2002/4/1
経営法人・設置主体(法人名等)：	社会福祉法人 池田光寿会
職員数 常勤職員：	20名
職員数 非常勤職員：	16名
専門職員の名称(ア)	社会福祉士
上記専門職員の人数：	3名
専門職員の名称(イ)	保育士
上記専門職員の人数：	4名
専門職員の名称(ウ)	栄養士
上記専門職員の人数：	1名
専門職員の名称(エ)	
上記専門職員の人数：	
専門職員の名称(オ)	
上記専門職員の人数：	
専門職員の名称(カ)	
上記専門職員の人数：	
施設設備の概要(ア) 居室数：	36居室
施設設備の概要(イ) 設備等：	食堂、図書室、体育館
施設設備の概要(ウ)：	
施設設備の概要(エ)：	

④理念・基本方針	
理念：1 児童の自立支援 2 児童の発達保障 3 児童の人権の尊重	
基本方針：十勝学園は、社会的養護に必要な児童の健やかな育成と地域福祉の推進という事業目的を達成するため責任の遂行と新たな課題の克服に取り組む。また、児童の権利侵害防止など、権利擁護のより一層の取り組みを行う。管理運営については、安定的な経営運営のため、事業の進行管理を行い予算の計画的執行により収支バランスをとっていくこととする。社会的養護の推進計画の一環として、生活単位に小規模化を目指すために2カ所目の地域小規模児童養護施設の開設に向け準備を行う。	

⑤施設の特徴的な取組	
ライオンズクラブ、ソロプチミスト、NPO法人などのボランティア団体との交流機会を多く設けることにより、施設職員だけではなく大人との関わりを増やし卒業後のことも考えた自立支援を目指している。	

⑥第三者評価の受審状況	
評価実施期間(ア) 契約日(開始日)	2021(令和3)年12月6日
評価実施期間(イ) 評価結果確定日	2022(令和4)年3月16日
前回の受審時期	2017(平成29)年度

⑦総評

<評価の高い点>

1「子どもの将来を応援する姿勢」

2021（令和3）年度の事業計画には、卒園後の進路を主体的に自己決定できるように進路指導の充実を掲げています。進学や就職に関しては、学校の進路学習の開始から保護者や学校、児童相談所とも連携した支援を行っています。子どもの疑問などに担当職員は親身に応じています。高校を退学した子どもへは通信教育で卒業資格を得ることを助言しています。

就職については、社会人としての心構えなどを伝え、不安や希望に寄り添っています。大学や短大、専門学校へ進学後は、安定した生活環境の元で学びが続けられるように措置延長や自立支援事業を活用できるように支援しています。

子どもが切り開いて行く未来に対し、職員が子どもの心の基地になって、子どもの描く道を応援する温かい姿勢が感じ取れます。

2「生きる力の習得に向けた支援」

自治会は、子どもの学齢に応じて組織され、どうしたら入所施設の生活に満足できるかを話し合い、施設に対して改善を要望します。発言が苦手な子どもには、本人の力を信じ「発言することの大切さ」を職員は伝えていきます。

子どもの自立支援の目標は、「振り返りシート」などを活用して思いを汲み取り、次の目標につなげています。職員はさりげない会話の中で、その日の振り返りを一緒に行っています。子どものよかったところを誉め、自信をもって次の行動ができる支援を心掛けています。

<質の向上のために求められる点>

1「事例検討による権利擁護の推進」

子どもの権利擁護については、「懲戒に係る権限の濫用禁止規定」等が整備されています。年度の事業計画の事業方針には「権利擁護のいっそうの取組を行う」と記載されています。また、職員会議の前には、支援にあたっての心構えである「倫理綱領」の読み合わせを行っています。「十勝学園職員心得」に抵触することがあれば職員は、上司へ報告しています。職員は、権利擁護の意識を持ち支援に努めていますが、具体的な事例に基づいた検討は十分ではありません。子どもの権利擁護の推進のために、上司からの指導は、事例検討として施設全体で共有することが望まれます。

2「ボランティアの受入れ体制」

十勝学園は、開催する季節の行事の手伝いや、地域のタクシー会社の主催による小旅行イベントなど、従来からボランティアを受入れてきました。ボランティアとの交流は、いずれ地域社会に出ていく子どもにとって貴重な体験となります。学校の先生や施設の職員ではない大人とふれあうことでの学びです。しかし成長の過程にある子どもたちは、大人の何気ない言葉に傷つくことやトラブルに発展する可能性があります。このためオリエンテーションの見直しやボランティア研修の実施が必要です。

また、施設としてボランティアの受入れに対する基本姿勢が明示されていないことから、職員の対応に一貫性がみられません。ボランティア受入れの体制を整備することが望まれます。

3「養育・支援の向上が「見える化」できる事業計画の立案」

単年度計画以外の計画書としては、「小規模化及び家庭的養護の推進計画・小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた整備方針（計画）」があり、地域小規模児童養護施設を増設する予定があります。しかし、中長期的な視野にたった課題の抽出と職員への提示が行われていないため中長期計画が作成されていません。全国的な児童養護施設の運営動向として、本園定員の減数と小規模化によるグループホームの設置は避けられません。これに伴う人員配置等あらかじめ準備しておく事柄を書面化して中長期計画として作成することが望まれます。

また、単年度の事業計画は、1月に会議に諮られ一般職の意見も取り入れて作成されます。しかし、中長期の計画がないため、中長期を反映した単年度の計画とはなっていません。また、単年度事業計画の記載内容は、毎年度に必要な事柄であり重要ではあることは理解できますが、同じ文言の記述となっています。第三者評価は、「計画・実施・評価・見直し」の繰り返しと積み重ねによる質の向上を後押しします。職員の日々の養育・支援の向上が「見える化」できる単年度の事業計画の立案が望まれます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

このたびの受審により、施設として取り組みが評価された部分もありましたが、不十分な点も多く見られ改善の必要性があります。今回ご指摘のありましたことにつきまして真摯に向き合い、今後さらに改善を進めより良い施設運営、児童への支援の向上に取り組んでいきたいと思っております。

⑥第三者評価結果（別紙）

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
理念と基本方針が「処遇理念」と「事業方針」として事業計画書に掲載されている。理念は、養育・支援の拠り所であり、内外に示すものなので当該施設における養育・支援の内容や特性を踏まえた内容であることが適当である。基本方針は、理念に基づいた姿勢や地域との関わり方、施設機能等を示すものである。理念と基本方針については、今一度、児童養護施設十勝学園の目指す理念であり、基本方針なのかを全職員と考察することが期待される。		

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者 評価結果
【コメント】	① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
全国の児童養護施設の運営動向等は前任の園長より引き継ぎ、現在の園長・副園長が把握・分析をするようにしている。施設に措置される子どもの年齢・人数・特性などは児童相談所からの打診を受けて職員体制などを考慮して受入れ、今後の施設の小規模化に備えている。但し、そのための中長期的な視野に立った情報収集には不十分である。今後に期待したい。		
【コメント】	② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	c
経営状況の把握・分析までは法人理事会で図られている。しかし法人全体の計画や施設の中長期の計画の策定はないので具体的な取組があるとまでは言えない。職員は固定経費の概念があり、経費節減に努めている。単年度だけではなく中長期的視野にたった具体的な経営や運営の課題を職員に提示することが望まれる。		

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
「小規模化及び家庭的養護の推進計画・小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた整備方針（計画）」があり、現在、1軒ある地域小規模児童養護施設を更に増設する予定がある。しかし、前項目にある中長期的な視野にたった課題の抽出と職員への提示が行われていないため中長期計画自体が作成されていない。新・社会的養護ビジョンと全国的な児童養護施設の運営動向として、本園の子ども定員の減員と小規模化によるグループホームの設置は避けられない。これに伴う人員配置等あらかじめ準備しておく事柄を书面化して中長期計画として立案することが望まれる。		
【コメント】	② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
単年度の事業計画は、1月に会議に諮られ一般職の意見も取り入れて作成するようにしている。しかし、中長期の計画がないため、これを反映した単年度の計画とはならない。また、単年度事業計画の記載内容は、毎年度に必要な事柄であり重要ではあるが、前年度と同様の記述となっている。第三者評価は、「計画・実施・評価・見直し」の繰り返しと積み重ねによる質の向上を評価していく。職員の日々の養育・支援の向上が認められる計画の作成が望まれる。		

(2) 事業計画が適切に策定されている。		
【コメント】	① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
単年度の事業計画は、1月に意見集約して見直される流れとなっている。しかし、計画自体が前年度と同様の作りとなっているため、見直した箇所を評価・見直した計画とは読み取れない。次年度へのステップとなるように、聴取した職員の意見を計画に反映したことが認められる作成が期待される。		
【コメント】	② 7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	c
事業計画の周知として、行事と施設整備などの子どもに直接関係する事柄は職員が折に触れて話の中で伝えている。保護者には、来所した際に職員が説明している。しかし、事業計画の周知とまではいえない。単年度事業計画を例にすると、事業所向けに作成されているので、このままでは子どもの理解は難しく、保護者等においても同様である。事業計画の周知は、施設の理解を促すので、子どもや保護者等に向けたわかりやすい事業計画を作成することが望ましい。		

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	c
養育・支援の質向上に向けて組織的に行われた記録がない。今回の受審では、園長・副園長・指導課長、男女棟主任、地域小規模児童養護施設「はみんぐ」の自己評価が提出された。3回目の受審となるが、改善の積み重ねが十分には読み取れなかった。社会的養護関係施設は3年に1度の受審が義務付けられ、毎年度の自己評価を行うことになっている。2017（平成29）年以降、高学年からの入所や特に配慮が必要な子どもが増え、職員に高度な専門性・養育力が要求されている。支援の現場では状況に応じた改善が試みられている。職員個人の力量に頼らない組織的な体制をとることが望まれる。		
【コメント】	② 9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c
前回の評価結果を活かすために施設として課題を明確に打ち出していない。このため単年度では予算化できない課題を中長期計画で段階的な課題解決に向かうことが困難となっている。家庭的な養護を進めるための設備や人員配置を始めとして検討すべき課題は少なくない。なかでも、改善が既に実行されている点での、PDCAサイクルのうちのD（実行）は、子どもへ直接に支援する職員に支えられている。職員個々の支援力を伸ばすためにも評価結果を活かすことが望まれる。		

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
2021（令和3）年度に施設長が法人本部へ移動し、前副園長が現園長となり引き継いでいる。組織体系はそのままであり、良い意味で以前の施設長の風土を受け継いでいる。職員には、「「ありがとう」「ごめんなさい」といった挨拶ができて、人と物を大切にできる子」を基本に、支援するように指揮をとっている。施設長には理念や基本方針を踏まえた質の高い養育・支援の実現に役割と責任を果たすことが求められる。職員から求められるリーダーシップに、今後も大きく沿うことを期待したい。		
【コメント】	② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
施設長は、従来通りに全国児童養護施設協議会といった関連団体からの連絡や厚労省関係からの通知を受けて対応している。母体法人は、高齢者施設と保育園の運営も行っており共通して使用する規程類は整備されている。但し、就業規則や被措置児童等虐待対応ガイドラインには児童養護施設として明確にすべき点が十分ではない。文言の整理や職員周知のための内部研修の実施を期待したい。		

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
【コメント】	① 12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
施設長は、養育・支援の質の向上のために子どもの支援場面に注視して、職員に助言している。養育・支援の技術指導だけでなく、職員同士のチームワークにも気を配りメンタルヘルスの維持向上のためにも個別面談を実施している。但し、これらの記録がないので、仕組みとしては未整備である。施設長が更なる指導力を発揮できるよう、今後に期待したい。		
【コメント】	② 13 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
施設長は、従来より、労働環境改善のための人員確保と柔軟な労務管理に努めている。また、経営面では、加算となる個別対応や心理職や家庭支援専門員・里親支援専門員等の配置をもれなく行っている。しかし、職員に対する経営改善や業務の効率化といった意識付けは十分ではない。職員は、水道光熱費といった固定費の節約に努めているので、今後は被雇用者でも身につく施設経営感覚の指導に期待したい。		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	c
人材確保のために法人ホームページに求人欄を掲載している。施設のページには就職した職員の児童養護施設で働くやりがいの声を写真付きで紹介している。このように人材確保に努めている一方、具体的な計画が見られない。「小規模化及び家庭的養護の推進計画・小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた整備方針（計画）」には必要な職員の資格や人数の記載が十分ではない。現在、施設が目標とする養育・支援の質を保持するためにも、今後、必要とする人材や体制に関する具体的な計画の立案が望まれる。		
【コメント】	② 15 総合的な人事管理が行われている。	b
今回の受審にあたり、「期待する職員像」は明文化した。しかし、キャリアパスといった職員が将来像を描くまでのものがない。現在、人事考課は実施していないが、職員の個人面談は実施されている。但し、記録として残していないので、面談実施後に職員がどのように成長したかなどの経過が不明である。福利厚生などは整っており、職員は観劇などを選択してリフレッシュしている。児童相談所から支援の困難な子どもを施設に任せられるのは職員の支援の質の高さにある。日常勤務のローテーションや配置に留まらない数年先、十年先のキャリア形成をどうすべきかの道筋をつけることを期待したい。		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
【コメント】	① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
職場では、職員の間関係にも留意してコミュニケーションが取られ、施設長が直接に職員に声をかけて話を聞いている。しかし、職員の就業状況や意向を把握するための定期的な面談とその記録が残されていない。職員の心身の健康と安全確保には、労働災害やハラスメントなどの防止策を講じることが必要である。メンタルヘルスのストレスチェックは法人を上げて実施する方策がある。ハラスメントも法人全体での窓口設置が効率的である。単体の施設で簡易に実施するか、法人をあげて全事業所規模で行うのかを検討の上、今後の実施に期待したい。		

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
【コメント】	① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
今回の受審段階で、十勝学園として「期待する職員像」を明文化した。しかし、児童養護施設として職員一人ひとりの育成に向けた目標管理は行われていない。目標管理とは、十勝学園の全体目標に対して男子棟・女子棟といったブロック、更には職員の一人ひとりの目標を統合して目指すものである。今後は、職員一人ひとりの勤務した年数や経歴、資格などに応じた育成と目標管理等が望まれる。		
【コメント】	② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
職員研修は、年度の事業計画に施設の内外に分けて記載されている。施設外研修には、北海道社会福祉協議会と北海道児童養護施設協議会が主催する研修に参加する職種と人数が載っている。施設内研修は、学ぶ内容と担当者が記され、年4回と随時の感染と事故の予防対策となっている。他に、スキルアップ事業として研修費用の助成がある。2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染症のために参加を見合わせている。内部研修については、事業計画「4、職員の連携と自己研鑽」の項目内に「②専門性・支援技術の向上と課題の共有を図るために各種の研修会に積極的に参加すると共に性教育や危機管理等、園内研修により自己を高めるものとする。」と記載がある。各研修の目的をのべた基本方針とも読めるが、研修計画と呼ぶには不十分である。概略的なものではなく、具体的な内容として毎年度に見直しを図れる研修計画が期待される。		
【コメント】	③ 19 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	c
前回の受審で課題とされた新任職員への研修は計画に組み入れられている。外部研修へ参加した後は、会議で報告がされている。しかし、研修自体の記録や履歴が閲覧できないので、職員が学んだことを他者が共有するには不十分である。また、全職員の個別の研修計画が着手されていない。施設の小規模化として、グループホームの増設や本園の高機能化が予定されている。既に獲得している支援技術等の水準を上げるためにも、職員一人ひとりの研修計画を策定して研修機会を確保することが望まれる。		
【コメント】	① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
新型コロナウイルスの影響により、令和2年の8月から10月の短期間で19名の保育士の実習生を受け入れた。実習担当者は各養成校と実習の内容について確認し受け入れを調整して、管理職は「実習生の養育・支援にかかわる基本姿勢」や「実習生に対する留意事項」についてオリエンテーションを行っている。実習担当者は施設で作成した「実習指導マニュアル」に沿いながら、児童養護施設を知ってもらうことを重点的に指導しているが、効果的な育成プログラムは未整備となっている。また、実習指導担当職員に対する研修はない。今後は、育成プログラムの整備と外部研修を活かした養成研修プログラムへの派遣等の実施を期待する。		
3 運営の透明性の確保		
(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
法人のホームページには、情報公開ページがあり決算書が平成28年度まで公開されている。学園のホームページには「学園のお知らせ」「施設の概要」「施設の紹介」「一日の流れ」の閲覧ページを設けている。更に、運営の透明性を確保して、地域から施設の理解を深めるためには、第三者評価の結果や子どもからの相談内容なども公開することを期待したい。		
【コメント】	② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
法人は、高齢者施設や保育園も運営する規模の大きな事業体である。内部監査が実施されており、直近で会計上の問題点の指摘はない。施設内部での金銭の動きはルールに則り、適正に行われている。但し、ガバナンス強化や財務規律の確立により、公正性と透明性を確保し、説明責任を果す観点からは、外部監査の導入に期待したい。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<p>新型コロナウイルスの影響により地域の行事は軒並み中止となった。それまでは施設としてお祭りへ子どもが職員と参加しており、今でも町内会とはよい関係を続けている。訪問調査時は、折しもオミクロン株による感染拡大が危ぶまれていたので、子どもとの接触を避ける動線で評価者は動いた。体育館にパソコンを置き、写真で子どもが地域参加している数々の写真を見ることができた。コロナ禍の後には、子どもが更に地域で活動できるようにボランティアとも交流できる企画を期待したい。</p>		
【コメント】	② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c
<p>ボランティアの受入れの実績は、長年にわたり、行事の際の協力や地域のタクシー会社による外出イベントなどがある。現在は新型コロナ感染予防の対策として受け入れは中止しており、感染が終息しだい再開される予定である。施設としてのボランティアの受け入れに対する基本姿勢は、明確になっておらず、職員の対応に一貫性がみられない。ボランティアを受入れるにあたっては、子どもとの距離の取り方に配慮を必要とする場面もあり、ボランティアに対する研修を始めとする体制の整備が望まれる。</p>		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
【コメント】	① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<p>社会資源リストとして使用頻度の高い児童相談所の連絡先は職員室の壁に大きく掲示されている。個人情報保護等の秘匿性の高いものはファイルに綴じて保管され、連携の必要時に使用している。要保護児童対策地域協議会にケース検討の開催依頼を行うことにより、退所した子どものアフターケアとして連携するようにしている。卒園した子どもの多くは、施設の周辺地域から離れて居住、生活している。厚生労働省の調査結果にあるケアリーバー（児童養護施設を卒園した子ども）の生活の過酷さを鑑みて、更に多様な機関と連携が取れるネットワーク化に期待したい。</p>		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
【コメント】	① 26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<p>施設として、地域の福祉ニーズ等を把握するまでには至っていないが、併設している「こども家庭支援センター」では子育て等の相談を受けるので一定の地域福祉ニーズの把握にはなっている。法人の概況報告書には地域における公益的な（地域公益事業）取組としていくつか挙げられている。しかし、当該事業に至る経過が不明瞭なので福祉ニーズ把握の取組みとまではいえない。施設や法人が社会福祉法人として地域に貢献する役割を果すためにも、福祉ニーズを把握する取組として明確に示すことが期待される。</p>		
【コメント】	② 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p>施設に併設している「こども家庭支援センター」では子育て等の相談を受けて地域ニーズの把握は一定程度はできている。しかし、このニーズに対する活動や事業化までには至っていない。但し、施設が従来から行っている心身健康維持事業は地域との交流があるので事業自体の目的や実施の意味づけを考え直すことで公益的な事業活動ともなり得る。施設のすぐ側には札内川があり、福祉避難所の指定を受けている。また、法人では福祉バスの運行や保育園開放事業を行っている。前項目で把握した地域福祉ニーズに基づく事業・活動の整理を行い実施することが期待される。</p>		

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p>理念として①児童の自立支援②児童の発達の保障③児童の人権の尊重を掲げている。「十勝学園職員心得」には、理念を具現化するための支援の在り方が示され、職員室には「十勝学園倫理綱領」が掲示されている。現在、コロナ禍のため中止されているが、職員と子どもは、子どもの心と体を守るための「子どもへの暴力防止プログラム」を受けている。但し、人権尊重のための研修の資料が整理されておらず、最近入職した職員は学ぶことが難しくなっている。今後は、職員に対するチェックリストや意識調査等を行うことで、理念を具現化した支援が出来るかどうかを、常に確認していく体制に期待したい。</p>		
【コメント】	② 29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
<p>子どものプライバシーに関しては「十勝学園職員心得」の中に職員が守るべき内容が具体的に記されている。高校生から所持できるスマートフォンは、夜間は職員室で管理しているが、子どものプライバシーのために、必ず電源を切ってから預かっている。職員は、本人の了解なく机やカバンを開けたり、手紙などを読むことはない。子どもの居室に入室する際も、いきなりドアを開けることはせず了解を取ってからドアを開けている。しかし、建物の経過年数により入り口のドアにガラス窓がついている居室も残っており、プライバシーの観点から再考を期待したい。</p>		
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
【コメント】	① 30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p>施設見学者や保護者には、パンフレットが用意されているが、広報誌などは作成されていない。法人で作成しているホームページには、児童養護施設の概要、平面図や日課、年間行事、施設の目的、処遇理念、養育目標等が掲載されている。また緊急時に子どもを預けることができる子育て短期支援事業や、里親支援専門相談員を配置して里親支援事業を実施していることも紹介されている。施設には、施設の紹介のため卒園式等の行事の写真も掲載する等、情報を更新していく意向がある。今後に期待したい。</p>		
【コメント】	② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p>保護者等に説明する資料としては「学園のパンフレット」があり、来所時に手渡している。児童相談所からの指示で保護者との交流が制限される場合があり、手渡しは難しい場合がある。養育・支援に関する説明や同意書は、措置による入所という施設側の認識があるためか十分とはいえない。子どもの入所時には「一日の日課表」を配付し、それぞれ「小学生のきまりごと」「中学生のきまりごと」を用いて学年に応じた説明がなされている。幼児や小学生低学年には、口頭で繰り返し説明している。子どもの発達や年齢に応じて、イラストを入れる等のわかりやすい表現に工夫することを期待したい。</p>		
【コメント】	③ 32 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p>家庭への引き取りは、学校卒業の節目や、親の再婚など家庭環境が整った時期に行われている。自立支援計画の目標を家庭復帰としている場合は、定期的な外泊を実施し、子どもの帰園時に聞き取りを行い、家族には電話や送迎時に状況を聴き取っている。また、施設内には家族と共に宿泊できる設備があり利用が可能である。相談、調整の窓口は子どもの担当職員が行い、対応については管理職と話し合いながら支援している。他の施設へ措置変更になった際や退所した後であっても、継続性に配慮するためには、引き継ぎ書や手順書の作成を期待したい。</p>		
(3) 子どもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p>子どもの自治会は、小学生と中・高生にそれぞれにあり担当職員が付いて参加している。自治会では、生活する上でのルールや、特にスマートフォンの使用ルールを話し合っている。出された要望・意見を基に、職員会議で見直している。一方、自治会で発言をせずに職員に話しに来る子どもには、集団の中で発言する大切さをアドバイスしている。本人に自立へ向けて意見を表明する力を身につけてほしいとの考えからである。一方、施設に対する満足度は、統計的に把握されていない。今後は、無記名のアンケート調査等を実施して、無言の意見を汲み取ることに期待したい。</p>		

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
【コメント】	① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	c
法人としては「苦情解決事業実施要綱」等を整備しており、施設には、第三者委員の男性2名の氏名と電話番号を掲示している。しかし、苦情についての記録は確認できず、解決状況も公開されていないため、第三者委員の動きが不鮮明である。早期に、児童養護施設としての苦情対応マニュアルを作成し、フロー図やイラストなどわかりやすい書面を子どもや保護者等に配付することが望まれる。		
【コメント】	② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
相談や意見を述べやすいように、自治会が定期的に関催されている。また、居室棟とは別の階に面談室を用意している。職員は、居室やデイルームなどで子どもの話を聞いている。また、子どもが問題を抱え込んでしまい担当の職員に話せずにいる場合には、他の子どもが心配して相談してくることもある。こうした場合にも職員は、関係性に配慮して個別に対応し、解決に導いている。普段から子どもの態度や表情の変化に注意して観察しているが、子どもからの発信が容易となるよう、相談する方法や相手を選択できることを説明した書面による周知が期待される。		
【コメント】	③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
意見箱の利用は、意見が出しやすいように無記名にしており、月2～3枚の投函があり月2回の職員会議で確認している。内容は、おやつ等の具体的な品名の希望の他、担当職員や生活への不満等も書かれている。また、自治会で話し合われた施設内での日課やルールの改正についての意見は、職員会議で十分に検討し、改善出来るところは取り入れているが、回答までの時間が子どもが期待するスピードには至っていない場合もある。担当職員は回答できるまでの目安の時間や理由なども説明しているが、子どもは迅速な対応を期待している。今後の仕組作りを期待したい。		
(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
子ども間で発生する性的な問題や衝動的な暴力などについては、職員会議にて事例を検討し子どもの動線の見直しや支援の方法について改善を試みている。内科系の飲み薬は食堂の隣室で保管し、配膳時に配薬している。抗精神薬は職員が管理している。飲み忘れや溜め込みによる重複服用を防ぐため服用直後に飲み込んだかを職員が確認している。「ヒヤリハット報告書」と「事故・問題行動報告書」の書式があり、発生時に記入し職責が押印し管理職会議にかけられる。しかし、リスクマネジメント体制としては、ヒヤリハットの収集が不十分である。今後はヒヤリハットを積極的に収集し、発生要因を分析・統計化することで職員の「危険への気づき」を促進した体制が期待される。		
【コメント】	② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
新型コロナウイルスの感染対策は、保健所より情報を収集し、運営会議で対策を検討後に全職員に周知している。ホームページでは、法人内施設の消毒体制や感染状況を掲載している。施設内での感染防止対策としては、ゾーニング（汚染区域と清潔区域の区分分け）を意識して、居室の水回りを改修して隔離専用居室を確保、学級閉鎖となった子どもが利用した。専用居室入り口前には、防護服の着用マニュアルが掲示され、子どもが使用する手洗い場には、手洗い方法のイラストが貼りだされている。感染対策の周知に関しては、法人内の高齢者施設の職員による研修会を実施しマニュアルを配付している。今後、さらに対策を確実にするためには、ノロウイルス等も含めた感染予防の演技演習が期待される。		
【コメント】	③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
施設の防災マニュアルは作成され、災害時の対応や体制等が規定されている。災害時における子どもの安全確保のために、直近では幼児クラスで水害の避難訓練を実施している他、火災の避難訓練も行われている。非常用備品の保管責任者は定められているが、チェック体制はなく、職員は現状の把握ができていない。自家発電機があり、大規模停電の際に活用されたが、使用方法の熟知は、特定の職員に止まっている。災害時の職員緊急連絡網は作成されているが、更新されていない。今後は、これらの緊急連絡網の更新と非常用備品のチェック体制の見直しをして、全職員に対する発電機使用方法の周知が期待される。また、事業継続計画(BCP)の作成と職員への周知を期待したい。		

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
【コメント】	① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
<p>「十勝学園職員心得」には子どもの権利擁護やプライバシーへの配慮と共に、入所時や問題行動への対応が記載されている。子どもと職員の動きは「十勝学園生活日課」にまとめられ、具体的な支援場面に関しては「幼児一致事項」「小学生一致事項」「中高生一致事項」が支援マニュアルとなっている。一致事項の中には、自治会での子どもからの意見を取り入れた形で、罰金や連帯責任などの罰則規定も含まれている。子どもに対する罰金は、最終的な手段として適用し、徴収した後に本人の預金口座に戻し入れをしている。罰則に付随する連帯責任を用いた例はない。今後は、子どもの支援方法について「なぜ懲罰規定が必要なのか」の考え方を整理して、子どもがルールを守る意味の伝え方を含めて、支援方法を検討していくことが期待される。</p>		
【コメント】	② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p>標準的な実施方法の都度の見直しは、毎月の会議の項目の中に「一致事項の見直し」とあり、子どもの自治会で出た意見や職員からの提案により変更される。全体的な見直しは、年度末に全職員のアンケート結果をもとに「一致事項」について話し合っている。修正された「一致事項」は管理職が整理して、職員全体に周知している。しかし、一連の見直しの時期や検証方法を明文化したものは見当たらない。新しく入職した職員にも「一致事項の見直し」が容易となるように、一連の見直し方法の明文化に期待したい。</p>		
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
【コメント】	① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
<p>入所時の自立支援計画は、「入所時の確認シート」「ケース記録」「児童の様子」等の資料を用いて担当者会議を行い、児童相談所が示した支援方針と子どもの意向を踏まえて、入所3ヶ月以内に作成して職員全体に周知している。アセスメントとしては「児童の様子」という書式があり、学校・施設、通院状況等の項目で、日々の様子を把握している。また、「振り返りシート」があり、職員が子どもと共に話し合い目標を設定している。毎月の担当者会議では、現状の評価と目標の達成状況が協議されている。自立支援計画の短期目標についても振り返りシートを使用し、担当者が会議で確認する体制となっている。今後、職員全体のレベルアップのためには、施設全体としてアセスメントの項目や考え方、自立支援計画の作成の流れなどを明確に文書化することを期待したい。</p>		
【コメント】	② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
<p>小学生に関しては「振り返りシート」を用いて、目標について本人が感想を書き、月末にまとめて翌月の目標を設定している。目標は達成可能なものに設定して、達成するための方法を複数考え、本人が決めている。一日の終わりには、職員と子どもとで振り返りを行なって良いところをほめて、次の目標に繋げている。中学校とは、普段から電話連絡や懇談会等を通じて協力体制がつけられ、年一回定例の会議が設けられている。毎月の担当者会議では、「振り返りシート」「ケース記録」「児童の様子」を使用して、目標の変更を行っている。自立支援計画は、これらの記録をもとに、年2回見直しを行っている。この一連の流れに関しては、年度末の会議で、管理職から見直しについての問いかけはあるが、組織として規定した書面はなく、検証が不十分である。自立支援計画の評価見直しに関する実施方法に関しても文書化することが期待される。</p>		
(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
【コメント】	① 44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	b
<p>職員間の記録の共有は、児童管理システムを活用して行われている。各部署ごとの会議の記録は、担当者が一週間以内に作成し綴られている。子どもの記録は、直接に支援に関わった職員が夜勤の時間帯にケース記録に入力するようにして、入力する際に、子どもの目に触れないように留意している。回覧時に誤字の修正を行い、新人職員へ記載内容をアドバイスしている。しかし、職員間で記録の内容や書き方に差異が生じないような体制にまでは至っていない。職員は、部署を横断した情報の共有が課題と捉えており、今後の改善に期待したい。</p>		
【コメント】	② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p>職員入職時のオリエンテーションでは「十勝学園職員心得」を使用して個人情報等の守秘義務について説明し、その後は、職員会議で個人情報の漏洩防止の注意喚起を行っている。サーバーは施設内に置き、職員が専用使用するパソコンは2台に限定している。子どもの写真を使用することは保護者等に同意を得ているが、個人情報に関する方針や内容、管理方法、開示請求等についての説明は行っていない。記録の適切な管理のためには、個人情報保護や情報開示等について職員研修を実施し、子どもや保護者等への周知を期待したい。</p>		

内容評価基準（25項目） A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

1-（1） 子どもの権利擁護		第三者 評価結果
【コメント】	① A1 ① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	c
<p>子どもの権利侵害については、「懲戒に係る権限の濫用禁止規定」等が整備されており、年度の事業計画の事業方針には「権利擁護のいっそうの取組を行う」と記載されている。また、職員会議では、「倫理綱領」を読み合わせ権利擁護の意識を持ち支援に努めている。権利侵害の防止と早期発見については、職員個々で上司に伝え、個人的指導に留まり、具体的な事例に基づいた全体共有には至っていない。今後は事例検討を通して権利擁護を学ぶ機会を定期的に設け、施設全体で対応方法の周知・徹底を進めていくことが望ましい。</p>		
1-（2） 権利について理解を促す取組		
【コメント】	② A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b
<p>子どもの権利については、担当職員が、入所時に児童相談所から子どもが渡された「権利ノート」と「子ども六法」を用いて子どもに説明している。職員は、日常生活のかかわりを通して、相手への気遣いや思いやりに気づくように支援しているが、自分と他者の権利への理解にまでは浸透していない。特に不適切な養育を受けた子どもは、自分や他者を大切にすることを意識が薄いので配慮が必要である。更に、日常的にケアの視点をもって支援することが期待される。</p>		
1-（3） 生き立ちを振り返る取組		
【コメント】	① A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	b
<p>子どもが生き立ちを知りたい様子があった際、児童相談所と連携して、伝えるタイミングや内容など個々の事情を考慮してすすめている。特に、生き立ちを伝える前には、担当者会議で話し合い、伝えた後の子どもの心情の変化や気持ちに寄り添う支援を行っている。入所後には、子どもの成長の記録としてアルバムが作成されて、いつでも見ることができる。但し、入所の年齢や期間によっては、アルバムを通じた生き立ちへの振り返りには差が生じているため、入所前に子どもに関わった人に協力を求める等、生まれてから現在までの成長の記録を整理することも大切となる。子どもの成長や自立、自己形成という観点から、子どもが信頼関係のある職員とともに生き立ちを振り返ることで、自分自身を肯定的に捉えなおす機会となることに期待したい。</p>		
1-（4） 被措置児童等虐待対応		
【コメント】	① A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	c
<p>児童養護施設として「懲戒に係る権限の濫用禁止規定」を定められている。不適切なかかわりを発見した場合は、施設長へ報告がなされ事案に沿って事例検討委員会を招集している。毎月の担当者会議で「十勝学園職員心得」を職員が輪番で読み上げ意識づけを行っている。しかし、日々の支援を見直し、不適切なかかわりであるかどうかを、職員間で議題にあげて振り返るには至っていない。事例検討等を行い、支援の見直しに繋げることが望まれる。また、被措置児童等虐待対応ガイドラインの周知が十分ではなく、職員全体に通告・届出への理解を徹底し、特に子どもに分かりやすい方法で周知することが望ましい。</p>		
1-（5） 子どもの意向や主体性への配慮		
【コメント】	① A5 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	b
<p>小・中・高、それぞれに自治会を組織し「自治会会長からみんなに伝える事」「意見要望」を議題にして意見交換を行い、施設へ伝えている。小遣いは、子どもの年齢に応じて生活訓練費として支給されて、金銭感覚を身につけるように小遣い帳をつけている。アルバイトでの収入も、小遣い帳で自己管理している。現在は、感染対策から、体育館やプレイルーム、図書室も利用制限されているため、居室での鬼ごっこなど、可能な遊びをしている。今後は、感染対策での制限はあるものの、子どもなりのストレスの軽減のために、コロナ禍でも可能な方法を子どもとともに考え、中高生には小学生向けのアンケート作成を任せてみるなど、子どもの主体性を尊重し、育み伸ばす機会とすることに期待したい。</p>		

1- (6) 支援の継続性とアフターケア

【コメント】	② A6 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	b
<p>家庭から入所が決まった子どもには、施設の職員が児童相談所に赴き、パンフレットを見せながら、どのような施設なのかを説明している。施設から家庭へ戻る子どもは、月2回の週末外泊等を繰り返して様子を見ている。十勝学園から他の施設へ移ることが決まった子どもへは、どうしてそうなったかの理由を本人が受け入れて納得するまで話して聞かせ、説明には児童相談所の職員の協力を得ている。どのパターンも子ども自身にとっては大きな環境変化であり、精神的な負担が大きい。子どもの不安軽減を更に図る支援のためには、新規入所に際しては施設全体で温かく迎え入れることや、家庭復帰と施設変更には、慣れ親しんだ施設との別れと次の場所への不安等に配慮して、対応方法を具体的に明文化していくことが期待される。</p>		

【コメント】	③ A7 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p>リービングケアとしては、小学生のうちから洗濯や掃除ができるように将来の自立を目指して支援している。アフターケアとしては、本人からだけでなく、職場や居住先からの連絡やトラブル発生に対応している。退所後には、本人が直接、施設を訪問して相談したり、担当だった職員へ連絡したり、併設する児童家庭支援センターに連絡して相談する場合もある。しかし、アフターケアが業務分掌や管理規定に明確に示されていない。退所者の生活状況の把握や現在の困りごとを聞き出して、リービングケアの内容に加えるといった連続した支援を期待したい。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

2- (1) 養育・支援の基本

【コメント】	① A8 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
<p>職員は、自分の担当の子ども以外に、入浴等で担当以外の子どもを支援する場面があり、施設内の子ども全てを理解するように努めている。子どもに問題行動があった際は、会議にかけて、背景にある心理的課題を把握するようにしている。2011（平成23）年位より幼少児の入所が減っている。高校生の年齢での入所や、家庭だけではなく他の施設からの入所が増えている。そのため、従来の支援では受け止めが難しく苦慮することが増して疲弊感を持つ職員も少なくない。今一度、「その子の人生に何が合ったのか」に思いを馳せながら寄り添い、理解できるところを増やしていくことが期待される。</p>		

【コメント】	① A9 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	b
<p>子どもの動きに沿って職員が支援にあたるように、幼児と小中高生に分かれた日課表が作られている。子どもの寝起きの時間に、同じ担当職員が顔を合わせられる断続勤務体制を取っている。起床から登校までの時間に手厚い支援を行える職員数を配置している。子どもの年齢や要求する内容によって、職員の裁量権で柔軟にルールに対応している。但し、子どもの要求は個々で異なり、個別に触れ合う十分な時間が必要な場合もある。この点を踏まえた体制となっているか振り返ることを期待する。</p>		

【コメント】	② A10 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	b
<p>子どもは、いずれ自立することを前提に支援されている。乱暴にして物品を壊すとか他の子どもへの暴力に対しては即時に介入している。些細なトラブルは、経過を見守り自分で解決する力を持っているような支援を心掛けている。喧嘩になりそうでも話し合いで解決できた時は、職員は褒めることを忘れない。小規模ケアでは、目が行き届いた支援ができる職員体制だが、子ども36名余の集団生活となると職員の負担と支援の個人差は大きくなりがちである。会議録でのケース検討等はあるが、「子どもを信じて見守る姿勢」とは何かをベテランから中堅・新人までが同じ十勝学園の職員として言葉にできることを期待したい。</p>		

【コメント】	① A11 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
1階に図書室があり、居室棟フロアには本棚が備えられている。幼児室は職員室とつながり遊戯室とお昼寝ができる別室となっている。体育館は、ケガのないように学齢別の利用ルールを設け、バスケットの競技指導もしている。高学年はスマートフォンを所持していることもあり、パソコンは1台のみである。子どもの担当職員は、子どもの発達状況から、どのような遊具等が必要なのかを把握しているが、予算請求は生活用品に限られ、遊具等の購入について、職員から意見を出すことはない。今後は、子どもに必要な遊具等の予算提案や、パソコン等、必要なニーズに応じて、職員全体で検討することに期待したい。		
【コメント】	② A12 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
職員は、小学生を学校まで引率して安全を図りつつ交通ルールを習得させている。「施設入所児童家庭生活体験事業」により、一般家庭に子どもが宿泊する他、施設内で「お泊り会」を実施している。「お泊り会」では、小グループ夕食をとり、自分の布団を運んでいつもと違う部屋で寝ることから普通の家庭生活を疑似体験している。スマートフォンは保護者が買い与え契約を任せている。一般的には未成年者にはフィルター機能を設定するが、施設はそこまでは関知していない。学校でも最低限の取扱注意の学習はされているが、現実には都市部・地方を問わず犯罪等に巻き込まれる子どもの報道は後を絶たない。子どもを守るためには、インターネットやSNSの危険性を施設としても教えることが期待される。		
2-(2) 食生活		
【コメント】	① A13 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	b
新型コロナウイルス感染症の対策により小学生と中学生で食事の時間帯を変えている。座席は子どもの関係性へ配慮し、栄養士も一緒に食卓を囲んでいる。幼児は幼児室にて、ちゃぶ台を使っている。部活動やアルバイトで夕食が遅くなった場合は、取り置きを食事を自ら温められるように食堂内に家電を置いている。子どもの摂取状況により、食事の形態の変更をしたり、年1回嗜好調査を実施して、主に行事食にて希望を反映させている。親子訓練室の台所を活用して、小学生以上のグループ活動として調理実習を行っているが、全児童の実施には至っていない。今後は、栄養士を中心とした幼児・小・中高毎の食育プログラムに期待したい。		
2-(3) 衣生活		
【コメント】	② A14 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	b
中学生以上は、寝具類を含めた洗濯を自分でおこなっている。大型洗濯乾燥機が設備されているので寝具類も清潔に保持している。天候や行事、外出先に見合った服装となっていない場合は、職員が声をかけて意識づけをしている。衣類の補修等は、年齢により職員が対応している。予算から希望の衣類を購入できるよう支援している。小学生以上の季節の衣類は物品庫に保管され、中学生以上は自分で衣替えを行っている。服装に無頓着な子どもへの衣類管理は、その場での対応に留まっている傾向がある。今後は、将来の自立に向けて、それぞれの成長に応じて、子ども自身が衣生活の管理が出来るように支援することに期待したい。		
2-(4) 住生活		
【コメント】	③ A15 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	b
幼児室は保育に係る生活機能設備を整えた環境設定となっている。中学生以上は個室対応で、2028(令和10)年にはユニット化の計画がある。トイレ掃除は職員がおこない、共用場所は子どもたちの掃除当番制になっている。居室は小学生まで職員と一緒に掃除をしている。環境整備日を設け美化意識を身につけられるようにしているが、中学生以上は清掃に関して徹底されていない現状である。1階の洗濯機周りの清掃状況の改善や体育館壁の破損の修復、また、職員自身も思索している共用空間の家庭的な雰囲気作りにおいても改善が必要である。住空間の清掃は、「自分が大切にされている」という実感を育むことから、家庭的で居心地の良い環境作りに期待したい。		

2 - (5) 健康と安全		第三者 評価結果
【コメント】	① A16 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	b
<p>子どもには、毎日検温を実施し、子どもの言動から、気分の状態や健康状況を把握している。現在は感染対策で見送られているが、年2回嘱託医による訪問検診がある。特別な配慮を要する子どもの精神科等の受診では、児童相談所と連携して子どもの意思を尊重し適切な医療を受けられる支援を行っている。子どもは、主治医から直接説明を受け、子ども自身が医療や服薬について理解できるようにしている。一方、施設は医療職の配置はなく、子どもによくある怪我や病気の知識や手当てについての学習する機会が設けられていない。子どもの健康状態の把握は必須であり、「子どもの保健」に関する書籍を活用した学習の機会を設けることを期待したい。</p>		
2 - (6) 性に関する教育		
【コメント】	② A17 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
<p>性についてはタブー視をせず、小学生から重点的にプライベートゾーンについて説明をする教育を始め、月1回の自治会でテーマを決めて取り組んでいる。毎年、外部講師を招き子どもの学習会「子どもへの暴力防止プログラム」を実施していたがコロナ禍で見送られている。産婦人科医師監修のDVD学習や、自治会での学習会の用意はあるが、知識を教え込むこととなり、子ども自身が主体的に考え意見を述べる学習の機会とはなっていない。からだ・こころ・境界線・スマートフォン・性情報・デートDVなどを包括した教材活用の検討を進め、外部研修に加えて、内部研修の場を設け、職員と子どもが共に学び合う機会に期待したい。</p>		
2 - (7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
【コメント】	③ A18 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
<p>職員は、生活を共にするなかで子ども1人ひとりへの声かけや一緒に話しをする機会を多く持つことで、自分が見守られている安心感をもてるようにしている。子どもが不安定な場合は、職員で連携して周囲の子どもに影響が及ばないよう別の場所で対応している。担当者会議では、課題のある子どもの分析や対応方針を話し合い支援の統一を図っている。児童相談所とは行動上の問題解決にあたり指導や助言を得て解決への糸口を見つけている。2021（令和3）年度、職員向け虐待防止に関わる内部研修を実施し、援助技術を学んでいるが、問題状況の対応としては十分とはいえない。適切な援助技術の習得だけでなく、職員が一人で抱え込むことがないように、職員のメンタルヘルスを含めた職員相互の支援体制にも期待したい。</p>		
【コメント】	④ A19 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
<p>問題の発生予防のために、女子の洗濯室を2階シャワールーム近くに移設設備し、建物の死角に対する配慮をしている。居室編成は子どもの特性や生活歴等を考慮して、年度末に職員が十分な時間をかけている。特別な配慮を要する子どもは、児童相談所の担当福祉司と密に連携し対応している。養育困難なケースは担当児童福祉司と児童相談所以外の心理職と広域に連携を行っている。自治会を介して「人に嫌なことをしない・暴力をしない・いじめをしない」の指導に努めているが十分とはいえない。職員間の信頼関係を子どもが感じ取れるように、トラブルが発覚した場合は全職員が一丸となれる体制にも期待したい。</p>		
2 - (8) 心理的ケア		
【コメント】	⑤ A20 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
<p>心理的ケアが必要な子どもの保護者へは、電話や面談で本児の状態の共有や今後に向けて助言している。また、精神科受診時に保護者も同行し、主治医から意見を聞ける援助を行っている。心理プログラムが策定されているが、心理職が児童支援員と同じローテーションにあるため、心理ケアに専従はできていない。プログラムの有効的活用には、心理プログラムと支援の連動等が課題である。精神科医師より子どもに対する助言を得て、会議や記録で通院内容の共有化は行われているが、全体に広げての対応には至っていない。心理的ケアを他の職員も理解して支援できるようにスーパービジョンの導入を期待したい。</p>		

2 - (9) 学習・進学支援、進路支援等		
【コメント】	① A21 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
<p>コロナ禍以前は図書室での勉強も可能であったが、現在の学習スペースは居室のみとなっている。学校とは授業参観や個人懇談、電話でのやりとりを行い情報交換しつつ、子どもの状態を把握している。中学生から学習塾の活用を勧め学力向上を援助し、定期試験の結果について話し合い次回の目標を支持している。小学生は個人ワークを購入し、職員が学習サポートを行っている。支援学級在籍の子どもの担任とは、準備品や宿題に漏れないよう連絡ノートで連携している。幼児室には絵本が揃っている。感染対策により図書室への自由な出入りが難しく、本に接する機会が減少していることから、プレイルーム等の場所を活用して、一時的に図書コーナーを設置するなど、現状を活かした環境設定を工夫することにも期待したい。</p>		
【コメント】	② A22 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
<p>子どもが進路の自己決定をするために、学校の進路学習を通じて、子どもが情報収集をするのを支えながら、子どもの相談にその都度応じている。進路選択にあたっては、本人や親、学校、児童相談所等、関係者間での話し合いを十分に行い、進路決定に向けた支援している。奨学金などの経済的な援助についても説明している。高校をやむをえず途中で退学した子どもへは通信教育が受けられるように支えている。大学や短大、専門学校への進学が安定した生活の元で学びが続けられるように措置延長を利用して継続的な支援を行っている。</p>		
【コメント】	③ A23 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
<p>高校生は学校で実習プログラムがあり、職員は子どもに実習オリエンテーションを実施している。実習前は新たな環境における方向づけについて一緒に話し合い、実習中のメンタル面も支えている。職員がアルバイト情報を提供することがあり、個別に子どもへ声をかけることでアルバイトをする子どももいる。コロナ禍にあり施設独自に企業・団体との積極的な連携は厳しい状況である。DVDを活用したミニハローワーク講座など、学園内でも子どもたちが映像を通じて様々な仕事に触れられる機会が提供できるように期待したい。</p>		
2 - (10) 施設と家族との信頼関係づくり		
【コメント】	① A24 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
<p>家庭支援専門員は、担当職員や児童相談所と連携し、面会や外出、一時帰宅などにより家族との関係継続に向けた支援を行っている。精神疾患がある保護者家庭との面会交流は、親子訓練室を利用し、徐々に時間や日数の幅を広げられるよう児童相談所と話し合いつつ進めている。家庭支援専門員は、把握している家庭情報を基に、児童相談所、市町村役場の子ども支援課などの関係機関と連携して支援している。しかし、入所時において、保護者に対する家庭支援専門員の役割や支援方針についての説明は、十分とはいえない。親、家族と子どもの関係調整には、日常的な信頼関係が重要である。家族の多様性にも配慮し、家庭支援専門員の役割や支援を明確にすることで、相談しやすい体制づくりが必要となる。今後の更なる体制として、相談しやすい工夫を期待したい。</p>		
2 - (11) 親子関係の再構築支援		
【コメント】	① A25 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p>家庭支援専門員を中心に、子どもと家庭との関係を年2回、評価し、再構築に向けた支援計画を策定している。家庭への訪問は、家庭支援専門員だけではなく、担当職員も適宜行っており、面会、外出、一時帰宅の他に、施設での親子訓練室を活用して家族との関係を見守り、適切な関係継続となるように支援している。家族から子ども引き取りの申し出があった場合は、児童相談所と協議、連携して、練習として長期休みを利用する等の一時帰宅の日程調整を行い、様子を見ながらすすめている。親子再構築に向けた家庭復帰等支援計画を進めるにあたっては、家族の養育力向上などが求められるが、養育力向上のための家族療法を含めた支援は、施設内のみでは限界も生じている。今後は、ペアレントトレーニング（親訓練プログラム）などの外部研修を取り入れたり、福祉サービスを活用する等、積極的に社会資源を活かしていくことに期待したい。</p>		